

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月11日 00時55分ごろ
発生場所	境港 境港防波堤灯台から真方位269° 1,200m付近 （概位 北緯35° 33.1′ 東経133° 15.5′）
事故の概要	漁船第七大福丸は、南東進中、また、プレジャーボート第二恵栄丸は、西南西進中、両船が衝突した。 第二恵栄丸は、同乗者が負傷し、左舷船首船底部等に擦過傷等を生じ、また、第七大福丸は左舷中央部外板の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第七大福丸、4.7トン SN3-19555（漁船登録番号）、個人所有 11.70m (Lr) × 2.68m × 0.96m、FRP ディーゼル機関、174kW、平成7年11月21日 B プレジャーボート 第二恵栄丸、1.8トン TT3-9143（漁船登録番号）、個人所有 6.33m (Lr) × 2.35m × 1.05m、FRP ガソリン機関（船外機）、66.20kW、平成元年7月 第272-14768号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年11月4日 免許証交付日 平成25年11月3日 （平成30年11月3日まで有効） B 船長B 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年5月25日 免許証交付日 平成27年3月4日 （平成32年3月3日まで有効） 同乗者B 男性 60歳

死傷者等	A なし B 重傷 1人（同乗者B）
損傷	A 左舷中央部外板に擦過傷、左舷船首部防舷材に折損 B 左舷船首船底部及び船尾部に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 東流約0.3ノット(kn)
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか甲板員1人（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、船長Aが操船に当たり、氷を積み込む目的で、平成28年7月11日00時50分ごろ境港第1区の岸壁に向けて島根県松江市福浦地区の船だまりを出発した。</p> <p>船長Aは、法定灯火を表示し、舵輪後方に立ち、甲板員Aに甲板上で操業の準備作業を行わせながら、約7knの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により、境港の航路を横切る態勢で右舷船首方の着岸予定場所を見ながら南東進した。</p> <p>A船は、船長Aが、甲板員Aの船が来る旨の大声により左舷前方を見たところ、左舷船首方至近に灯火を認め、主機を全速力後進としたものの、00時55分ごろ航路内において、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突し、続いてA船の左舷船尾部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>甲板員Aは、A船の甲板上に倒れている負傷者を認め、119番通報を行った。</p> <p>船長Aは、A船を着岸予定場所に着け、損傷等の確認を行った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人である同乗者Bを乗せ、00時10分ごろ、境港東北東方沖で釣りを終え、法定灯火を表示し、更に黄色回転灯1個を点灯し、境港第1区の鳥取県境港市外江地区の船だまりに向け、約12knの速力で手動操舵により、境港の航路の入口に向けて境港第2区を西進していた。</p> <p>B船は、船長Bが右舷船尾部の操縦席に腰を掛けて操舵に当たり、境港第2号灯浮標を右舷方に見て境港の航路に入り、境港境水道第2号灯浮標を通過した後、境港指向灯の白色の灯光が、続いて同指向灯の赤色の灯光が見えたので針路を左に転じて西南西進した。</p> <p>B船は、船長Bが、船首目標としてほぼ目の高さに見る状況で境港指向灯の赤色の灯光を見ながら操船に当たっていたところ、船だと叫ぶ声が聞こえ、とっさに右舵一杯としたものの、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、同乗者Bが見当たらないので、船内を捜したところ、船長AからA船上にいることを知らされ、B船を境港の岸壁に着けた後、B船の損傷等の確認を行った。</p> <p>同乗者Bは、岸壁から救急車で、病院に搬送され、第12胸椎圧迫骨折、腰背部及び顔面打撲、挫創、頸椎捻挫、右肺損傷と診断され</p>

	<p>た。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、航路に入る際に周囲を確認したとき、他船を見掛けなかったため、付近に航行の支障となる他船はいないと思い、左舷前方をよく見ていなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、船首目標としていた境港指向灯の赤色の灯火を見ていて、周囲の状況を十分に見ていなかったと本事故後に思った。</p> <p>同乗者Bは、左舷船尾部に置いたクーラーボックスに船首方を向いて腰を掛けていた。</p> <p>船長A、甲板員A及び船長Bは、いずれも同乗者BがB船からA船甲板上に移動した状況を見ていなかった。</p> <p>同乗者Bは、衝突の直前にA船を認めて声を上げたことと、B船が右転中に衝突の衝撃を感じたことは覚えていたが、どのようにしてA船甲板上に移動したのかは覚えていなかった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、いずれも救命胴衣を着用していた。</p> <p>境港指向灯は、灯高18mで、赤光が見えると水路の北側にあることが、白光が見えると水路の中央付近にあることが、緑光が見えると水路の南側にあることが分かるようになっていた。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> <p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、境港の航路を横切る態勢で南東進中、船長Aが、右舷船首方の着岸予定場所を見ていて、左舷船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、境港の航路に入る際に周囲を確認したとき、他船を見掛けなかったため、付近に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられるが、B船の灯火に気付かなかった状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、境港の航路に沿って西南西進中、船長Bが、境港指向灯の赤色の灯光を見ていて、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首方のA船に気付かず航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、衝突場所から境港指向灯までが約1,800m、同指向灯の灯高が18mであり、船首目標としていた境港指向灯の赤色の灯光をほぼ目の高さに見る状況にあったことから、A船の左舷灯を同指向灯と見間違えた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、境水道において、A船が南東進中、B船が西南西進中、船長Aが左舷船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船</p>

	長Bが、前路の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



事故発生場所
(平成28年7月11日 00時55分ごろ発生)

